

# 居宅介護支援重要事項説明書

〈令和8年1月1日現在〉

## 1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 0422-36-6565

月～金曜日（祝祭日、12月30日～1月3日を除く）午前9時～午後5時まで

担当 管理者 竹添 瞳子

\*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	一般財団法人 天誠会 あんずケアプランセンター武蔵野
所在地	東京都武蔵野市境 1-19-20
介護保険指定番号	1373300167
サービスを提供する地域	武蔵野市、小金井市、三鷹市

\*上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

### (2) 事業の目的と運営方針

事業の目的	一般財団法人天誠会が設置運営する『あんずケアプランセンター武蔵野』が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が利用者に対し、適正な居宅介護支援事業を提供することを目的とします。
運営方針	当事業所は、利用者の選択により、心身の状況や環境などに応じた介護サービスを受け、自宅で生活できるよう配慮し支援します。 利用者の立場に立ち提供されるサービスの種類が特定の事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

### (3) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士 (主任介護支援専門員)	1名	—	事業所の管理及び居宅介護支援サービスの提供	兼務1名
	介護福祉士 社会福祉士				
介護支援専門員	介護福祉士	2名	—	居宅介護支援サービスの提供	2名以上
	社会福祉士	0名	—		

\*管理者は介護支援専門員を兼務する

### (4) 営業時間

月曜日～金曜日	午前9時～午後5時
日・祝日 および12月30日～1月3日	休業日ですが緊急連絡にて対応できます。

\*緊急連絡先 080-2240-6486 (夜間帯・休業日の連絡先です)

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

別紙1「サービス提供の標準的な流れ」参照

#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

\* 保険料の滞納等により、法定代理人受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を後日保険者である区市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

##### 【居宅介護支援利用料】

居宅介護支援 I ( i ) …介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 12,000 円／月

要介護 3・4・5 15,591 円／月

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また、2 カ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 2,210 円の減額となります。
- ※ 居宅介護支援費については 45 件以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援 ii 又は iii を算定します。

##### ◆各種加算：上記の金額に加算されます。

加算種類	加算料金	算定内容・回数など												
初回加算	3,315 円／月	<p>① 新規ケアプランを作成した場合 ② 要介護認定が 2 区分以上の変更認定が生じた場合 ③ 要支援から要介護認定を移行した場合</p>												
入院時情報連携加算	( I ) 2,762 円／月 ( II ) 2,210 円／月	<p>( I ) 入院先の医療機関に対し、入院後当日に情報提供を行なった場合（営業時間外の場合は翌日） ( II ) 入院先の医療機関に対し、入院後 3 日以内に情報提供を行なった場合</p> <p>※一人につき、月 1 回を限度とする</p>												
退院・退所加算	医療機関や介護保険施設などを退院または退所するにあたり、医療機関などの職員と面談を行ない、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行なった場合	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>カンファレンス参加無</th><th>カンファレンス参加有</th></tr></thead><tbody><tr><td>連携 1 回</td><td>4,972 円</td><td>6,630 円</td></tr><tr><td>連携 2 回</td><td>6,630 円</td><td>8,287 円</td></tr><tr><td>連携 3 回</td><td></td><td>9,945 円</td></tr></tbody></table>		カンファレンス参加無	カンファレンス参加有	連携 1 回	4,972 円	6,630 円	連携 2 回	6,630 円	8,287 円	連携 3 回		9,945 円
	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有												
連携 1 回	4,972 円	6,630 円												
連携 2 回	6,630 円	8,287 円												
連携 3 回		9,945 円												
緊急時等カンファレンス加算	2,210 円／月	病院または診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行ない、必要に応じて居宅サービス等の利用に関する調整を行なった場合 ※一人につき、月 2 回を限度とする												
通院時情報連携加算	552 円／月	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合 ※一人につき、月 1 回を限度とする												
看取り期におけるサービス利用前の相談・調整などにかかる評価	上記、居宅介護支援費	モニタリングなどの必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている												
ターミナルケアマネジメント加算	4,420 円／月	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又は家族の意向を把握した上で、その死亡時及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合												

特定事業所加算（Ⅲ）	3,569 円／月	主任介護支援専門員の配置や会議を定期的に開催する等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
業務継続計画未実施減算	所定単位数の 1.0% を減算	以下の基準に適合していない場合 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定する ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる ※令和 7 年 3 月 31 日までの間、減算を適用しない
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1.0% を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る ・虐待の防止のための指針を整備する ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する ・上記措置を適切に実施するための担当者を置く

## （2）交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収いたします。

- ①事業所から片道おおむね 2km 未満 300円
- ②事業所から片道おおむね 2km 以上 500円

## （3）解約料

いつでも解約することができ、一切料金がかかりません。

## 5. サービスの利用方法

### （1）サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込み下さい。当法人職員がお伺いします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

### （2）サービスの終了

- ① 利用者等のご都合でサービスを終了する場合

文書等でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

- ② 当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合には、終了 1 ヶ月前までに文書等でお知らせするとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

- ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険施設等に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援 I ・ II と認定された場合。
- ・お亡くなりになった場合。

## 6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### （1）居宅介護支援の実施概要等

利用者の意思及び人格を尊重し、適切なサービスを選択できるよう支援し、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活が送れる事を目的とします。

(2) サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更をご希望される方はお申し出ください
課題把握の方法	厚生労働省の定めによる「課題分析標準項目」によるアセスメント
介護支援専門員への研修の実施	採用時研修（採用後3ヶ月以内） 継続研修（事例研究・ケアプラン研修等） 外部研修（行政・外部団体・東京都介護支援専門員研究協議会等）への参加
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	一切かかりません

7. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知します。
- (3) 虐待防止の指針を定め、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 利用者が成年後見制度を活用することができるよう支援します。
- (5) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに、市町村へ通報します。

8. 感染症対策と業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時に、利用者に対する事業提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために、次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定します。
- (2) 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。
- (4) 感染症対策の指針を整備し、定期的に研修及び訓練を実施します。
- (5) 感染症対策を検討する委員会を開催し、その結果を従業者へ周知します。

9. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 以下の内容は禁止行為とみなし、サービスの提供の継続が困難であると認められた場合、サービスを終了する場合があります。
  - ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
  - ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）
  - ③ 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけや好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）
  - ④ 上記以外に該当するハラスメント行為

## 10. サービス内容に関する苦情

### (1) お客様相談・苦情担当

相談・苦情は事業所の管理者へご相談下さい。

### (2) 区市町村の苦情窓口

当法人以外に、市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

武藏野市 高齢者支援課 (電話：0422-60-2525)

小金井市 介護福祉課 (電話：042-387-9804)

三鷹市 高齢者支援室 (電話：0422-45-1151)

### (3) 介護保険相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会 相談窓口 電話 03-6238-0177

## 11. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償します。ただし、不可抗力による場合や、利用者に重大な過失がある場合には、賠償を減ずることができます。

## 12. 当法人の概要

名称・法人種別 一般財団法人 天誠会

代表者役職・氏名 理事長 天野 英介

所在地・電話番号 東京都武蔵野市境1-18-6 電話：0422-51-0301

定款の目的に定めた事業

- 地域貢献事業
- 域包括支援センターの設置運営
- 介護保険法における居宅介護支援及び要介護認定における調査等に関する事業
- ホームヘルプサービス事業
- 介護老人保健施設の設置運営
- 老人訪問看護及び訪問看護事業
- グループホームの設置運営
- 武蔵境病院の設置運営
- 診療所の設置運営
- その他、当法人の目的達成のため必要と認める事業

## 施設等

### 〈武蔵境地区〉

武蔵境病院

武蔵境病院付属 あんずクリニック

介護老人保健施設 あんず苑

介護老人保健施設 あんず苑アネックス

あんず苑訪問看護ステーション

あんずケアプランセンター武蔵野

病児・病後児保育室 プチあんず

### 〈小金井地区〉

介護老人保健施設 小金井あんず苑

グループホーム杏の家

あんず苑訪問看護ステーション

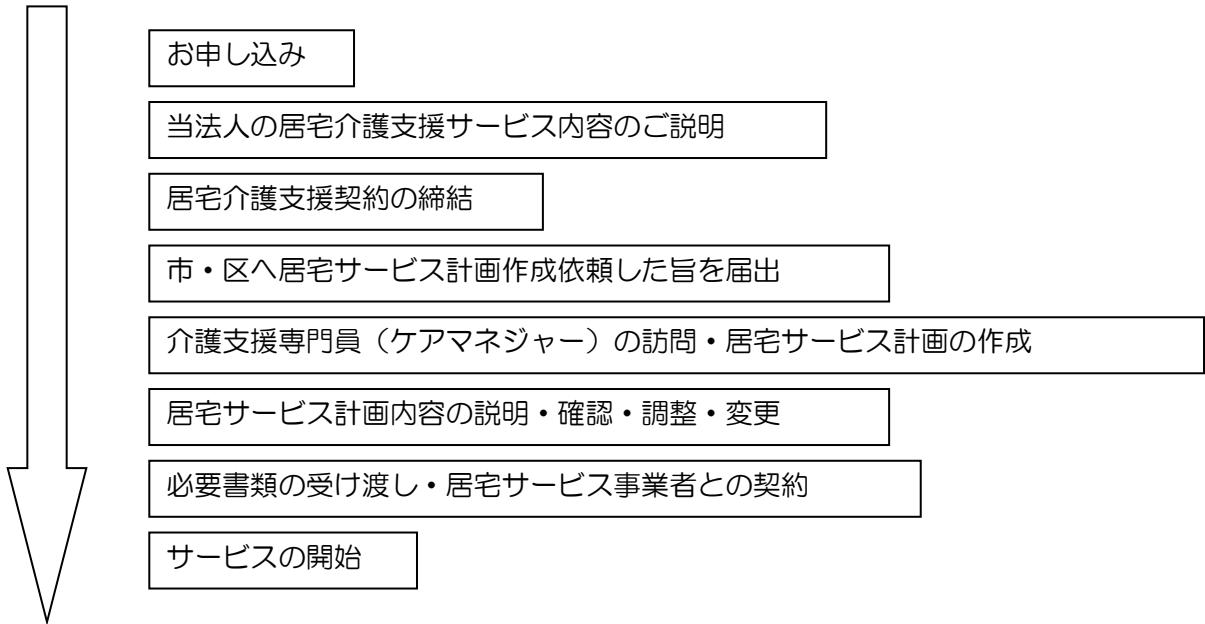
サテライト小金井

あんずホームヘルプサービス小金井

あんずケアプランセンター小金井

小金井みなみ地域包括支援センター

## 別紙 1 「サービス提供の標準的な流れ」



### 居宅介護支援業務の実施方法などについて

#### 1. 居宅サービス計画の作成について

- ①介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際して、次の点に配慮します。
  - ア) 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面談により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
  - イ) 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関する複数の情報を利用者またはその家族に提供します。
  - ウ) 居宅サービス内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導又は指示を行いません。
  - エ) 居宅サービス計画の原案が利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの意見や情報を求めます。
- ②利用者が訪問看護・通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めると共に、居宅サービス計画を交付します。
- ③居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明を行います。

#### 2. サービス実施状況の把握、評価について

- ①居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ②上記の把握にあたっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも月1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともにモニタリングの結果を記録します。
- ③居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望する場合、介護保険施設に関する情報を提供します。

### 3. 医療と介護の連携の強化について

- ①入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼し、利用者及びそのご家族に協力を求めます。
- ②訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行ないます。

### 4. 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

### 5. 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

### 6. 要介護認定等の協力について

事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更申請が円滑に行われるよう必要な協力をを行い、希望する場合は申請代行など支援を行います。

### 7. 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画の作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。